

文京区不妊治療費（先進医療）助成の申請をされる方へ

◆助成対象者◆

以下の要件すべてに該当する方

- (1) 治療開始日から申請日までの間において配偶者と婚姻（事実婚含む）をしている。
- (2) 治療開始日における妻の年齢が43歳未満である。
- (3) 申請日に夫婦どちらかが区内に住所を有している。
- (4) 医師により体外受精及び顕微授精以外の治療では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと診断された。
- (5) 対象治療に要した費用について対象者及びその配偶者が他の自治体から助成を受けていないこと。※東京都の助成は除く。

◆対象となる治療◆

- (1) 保険適用の治療と併せて行われる先進医療
- (2) 先進医療（(1)以外）及び先進医療会議で審議中の治療等を受けたことにより、治療全体が全額自己負担となる治療（自由診療）

※いずれも令和4年4月1日以降に開始した治療が助成対象

※(2)の治療は日本産婦人科学会へ登録している施設で治療を受けた場合に限りです。

◆助成金額◆

- (1) 上記◆対象となる治療◆(1)の治療を受けた場合
先進医療に要した自己負担額を助成（1回の助成上限5万円）
- (2) 上記◆対象となる治療◆(2)の治療を受けた場合
治療全体に要した自己負担額を助成（1回の助成上限10万円）

※東京都が上記◆対象となる治療◆(1)への助成を令和5年1月から開始しました。東京都の助成は先進医療に要した自己負担額の10分の7（1回の助成上限15万円）を予定しているため、東京都に先に申請したほうが、東京都と区からの助成合計額が大きくなる場合があります。

【例】

・ 先進医療に要した自己負担額20万円で、東京都の助成を先に申請した場合

①東京都助成額 $20\text{万円} \times 0.7 = 14\text{万円}$ ②文京区助成対象 $20\text{万円} - 14\text{万円}$ (都助成額) = 6万円
文京区助成額 5万円 (上限)
助成合計額 14万円 (都助成額) + 5万円 (区助成額) = 19万円

・ 先進医療に要した自己負担額20万円で、文京区の助成を先に申請した場合

①文京区助成額 5万円 (上限) ②東京都助成対象 $20\text{万円} - 5\text{万円}$ (区助成額) = 15万円
東京都助成額 $15\text{万円} \times 0.7 = 10\text{万}5\text{千円}$
助成合計額 5万円 (区助成額) + $10\text{万}5\text{千円}$ (都助成額) = 15万5千円

◆助成回数◆

- (1) 初めて助成を受ける治療の開始日における妻の年齢が 40歳未満 の場合 **6回**まで
 - (2) 初めて助成を受ける治療の開始日における妻の年齢が 40歳以上 の場合 **3回**まで
- ※助成を受けた後、出産した場合と妊娠 12 週以降に死産に至った場合は、これまで受けた助成回数をリセットできます。

【1 回の治療】とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精を行い、妊娠の有無の確認（以下「妊娠確認」という。）に至る治療の過程です。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植から妊娠確認に至る治療の過程も 1 回の治療とします。

◆申請期限◆

1 回の治療が終了した日の属する年度の末日まで

※1 月から 3 月までに終了した治療については同年 6 月 30 日まで申請可

【例】治療終了日令和 4 年 9 月 30 日→申請期限令和 5 年 3 月 31 日

治療終了日令和 5 年 1 月 30 日→申請期限令和 5 年 6 月 30 日

※東京都へ先に申請された方の場合、上記期限にかかわらず、都の決定後 1 年以内であれば申請可能です。

◆必要書類◆

1	<p>文京区不妊治療費（先進医療）助成金交付申請書兼請求書</p>	<p><u>申請者と口座名義人が同一</u>となるよう記入し、捺印は、朱肉を使う印鑑を使用してください。</p> <p>申請額の誤りは、訂正印による訂正ができませんので、申請額をよくご確認のうえご記入ください。申請額がご不明な場合は下記までお問合せください。</p>
2	<p>文京区不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書</p> <p>※対象となる治療によって様式が異なりますのでご注意ください。</p>	<p>◆対象治療となる治療◆（1）の治療を受けた場合の証明書 文京区不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書（保険診療併用） ※（1）の治療について、東京都へ先に申請する場合は、東京都に提出した「特定不妊治療費（先進医療）事業受診等証明書」の写し（両面をコピー）」を提出してください。その場合、2. 証明書及び 4. 領収書の写しは提出不要となります</p> <p>◆対象治療となる治療◆（2）の治療を受けた場合の証明書 文京区不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書（自由診療）</p>
3	<p>【婚姻の届出をしている方のみ】</p> <p>婚姻の届出をしている夫婦であること及び婚姻した日を証明する書類（戸籍謄本等）</p>	<p>治療開始日から申請日までの間、夫婦が同一世帯で区内に住民登録がある場合は<u>省略可能</u>です。</p>

	【事実婚の方のみ】 ①他に婚姻の届出をしている配偶者がいないことを証明する書類（戸籍謄本等） ②事実婚及び子の認知に関する申立書	①他に婚姻の届出をしている配偶者がいないことを証明する書類（戸籍謄本等）は、ご夫婦それぞれの書類をご提出ください。
4	この申請の治療に係る領収書（写し）	写しをご用意ください。
5	支払金口座振替依頼書	捺印は申請書と同一でお願いいたします。 金額は内容確認後に区で記入します。 ※健康推進課の窓口にあります。郵送をご希望の方は下記までご連絡ください。
6	東京都発行の「特定不妊治療費（先進医療）助成承認決定通知書」の写し	（1）の治療について、東京都へ先に申請された方のみご提出ください。

◆申請・問合せ◆

〒112-8555 文京区春日 1-16-21（シビックセンター8階）

文京区保健衛生部健康推進課健康増進係 TEL5803-1961

「先進医療」とは…

○保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等を設定し、保険診療との併用を認め、将来的な保険導入に向けた評価を行う制度です。先進医療部分は全額患者の自己負担となります。

先進医療として認められるためには、先進医療会議で安全性、有効性等の審査を受ける必要があります。実施する医療機関は厚生労働大臣への届出又は承認が必要となります。

保険診療

保険負担（7割）	自己負担（3割）
----------	----------

+

先進医療

自己負担（10割）

○先進医療として認められている技術であっても、厚生労働大臣への届出等を行っていない医療機関で受診した場合や、先進医療会議で審議中の技術を受診すると、保険診療の対象となる治療も含めて、治療全体が患者の10割負担となります。

保険診療の対象となる治療

先進医療や審議中の技術

自己負担（10割）	+	自己負担（10割）
-----------	---	-----------

※先進医療についての詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください